



農地利用最適化活動を 新たなステージへ!

日田市農業委員会は令和4年9月22日、原田市長に「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。これは農業委員会等に関する法律に基づくもので、農業者の意見を市の農業施策に反映させることを目的とするものです。

農業委員会は市と協力して、農地に係る諸問題解決に向けて積極的に取り組んでいきます。

目次

- 農地等利用最適化推進施策に関する意見書・・・P.2、3
- 農業委員会活動報告・・・P.3
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集・・・P.4、5
- 農地売買支援事業・中間管理事業について・・・P.6
- 相続税・贈与税等の納税猶予の特例を受けられている方へ、
農業者年金・全国農業新聞について・・・P.7
- 農業委員会からのお知らせ・・・P.8

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

日田市農業委員会は、9月22日、農業委員会に関する法律第38条の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を原田市長に提出しました。

(担い手への支援)

物価の上昇により、農業資材、農業、肥料、燃料等の値上がりが続き、反面、米価は下降する状況にあります。

大規模農家においても米価の下降が続けば規模を縮小することが懸念され、今後は担い手の確保が重要な課題となっております。

担い手対策として次のことを要望します。

① 農家所得補償制度の創設

前述した様々な要因により、農業資材等の値上がりは続きますが、農産物の価格は逆に値下がりがしており、このままでは離農する農家が増えて、食糧危機が懸念されます。まず米作農家が米作で所得が生じるような施策を要望します。

また、畜産業については輸入飼料の高騰により、経営に著しい影響を受けているため、畜産農家に対し、緊急に支援を要望します。

② 労働力の確保

安定的な経営の規模や労働力の確保を志す農家にとって、農繁期の労働力の確保は最も深刻な問題です。果樹の収穫等においては手作業が中心であり多くの労働力を要するため、現状では個々の農業者が自助努力により、季節的な雇用等に対応しています。

安定的な労働力の確保のため、シルバー人材センター等関係機関との連携を強化し「農作業人材バンク」のような人材派遣制度の創設・拡充を要望します。

③ 農地を維持していくための支援

農家の高齢化と農業従事者の減少により、農地の管理は困難になっています。草刈りも、肉体的・技術的に困難を伴う重労働のため、畦畔・法面の雑草管理について省力化や成長抑制方法の技術指導、また、一人でも防草シートの現物支給が可能となる要件の緩和を要望します。

④ 多面的機能支払交付金の拡充

元来、農業・農村は水路や農道の確保、維

持保全等を地域住民の共同作業によって成立させてきました。この交付金による支援は地域コミュニティの再構築にもつながり、大変意義のあるものと考えますが、現交付金制度では対象農地が限定的で、事業を活用できない地域があるため、市全域で農村環境を支える体制づくりができる支援制度の拡充の検討を要望します。

(農産物のブランド力向上について)

地場産農産物の流通・販売を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、農業者の所得及び生産意欲の向上を図るためには、基幹作物である米を中心とした地場産農産物の消費を拡大するとともに、国内のみならず海外においても日田産農産物の認知度を高めることが重要です。そのため、次の支援を要望します。

① 生産者が農産物のブランド力向上につながる高品質化、高価格化に取り組める支援や営農指導体制の強化

② 地産地消を含めた地場産農産物の販路拡大への支援の拡充

③ 地場産農産物の魅力を発信するため、広報活動の継続・強化



(農地用排水路の老朽化対策について)

昭和50年代以降、整備された用排水路などの農業水利施設は、その多くが耐用年数を迎えており、老朽化が進行するこれら施設の機能を適切に維持させていくことが大きな課題となります。

老朽化により水路からの漏水が農地に入り、水はけが悪く耕作に支障をきたす等の問題が発生しています。そのため、優先順位を定め年次計画による老朽化対策整備を要望します。

(農業振興地域の見直しについて)

令和3年度から農業振興地域の見直しに着手されていますが、減反政策の中ですでに植林されている、耕作条件が悪く耕作放棄地となっている、災害により農地にたどり着けない等、農地として活用できない農地については、農業振興地域の農用地指定から除外するよう要望します。

(有害鳥獣対策について)

有害鳥獣対策としては、鳥獣被害防止総合支援事業で金網柵の設置を支援いただいています。農地を守る対策に加え有害鳥獣を減らす対策も同時に行うことで、さらに効果が期待できます。

有害鳥獣の捕獲については有害鳥獣捕獲事業にて補助をいただいておりますが、狩猟のみで生活できる補助額となれば個体数は減り被害も減少すると考えられるため、補助単価の増額を要望します。

また、狩猟エリア分けについて、地権者の同意を前提としてエリア分けの解消について団体と協議を行うことを要望します。

農業委員会活動報告



11月22日、3年ぶりの開催となる農地の利用集積・最適化推進大会が別府市で行われました。

壇上では功績のあった農業委員会及び農業委員・農地利用最適化推進委員が表彰を受けました。

さらに、農業委員会の活動を形にするための基調講演や、全国農業会議所からは農業委員会組織をめぐる情勢と農地利用の最適化に関する報告が行われました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集！！

◆令和5年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

(※法律の改正により、農業委員の選挙制度は廃止になりました。)

募集人員

- ・農業委員 19名
- ・農地利用最適化推進委員 19名

募集期間

- ・令和5年2月1日(水)から 令和5年2月28日(火)まで

対象者

・農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に係る職務を適切に行うことができる者

・農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進(農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止など)に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができ、担当する区域における現場活動ができる者

募集資格要件

次のいずれかに該当する者は、委員となることはできません。

- ① 日田市に住所を有しない者(特別な事情がある場合を除く)
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

募集方法

- ・自薦(本人が応募する場合)又は他薦(団体等による推薦又は3名以上の連名による推薦)による。
- ・規定の様式に必要な事項を記入の上、持参又は郵送により、農業委員会事務局に提出してください。
- ・募集要項及び推薦書・応募書は、農業委員会事務局及び各振興局で配布します。また、市ホームページから様式をダウンロードして使用できます。

※詳しい内容につきましては、募集要項をご覧ください。

※農地利用最適化推進委員は募集の区域が設けられていますので、次ページの別表「農地利用最適化推進委員区域設定一覧表」を参照ください。

お問い合わせ先(推薦書・応募書提出先)

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

別表「農地利用最適化推進委員区域設定一覧表」

※募集人数 19人(19区域 各1人)

※複数の区域への推薦(又は応募)が可能です。兼務はできません。

区域名	募集人数	担当の地区(自治会)
日田・五和	1	亀川町・日ノ隈町・中釣町・中ノ島町・堀田町・亀山町・本庄町・三隈町・大和町・川原町・若宮町・元町・南元町・本町1・本町2・東町1・東町2・中央通1・中央通2・中央通3・三本松・淡窓町・中城町・港町・丸の内町・豆田第1・豆田第2・城町1・城町2・上城内町・丸山1・丸山2・城内新町・石井町1・石井町2・石井町3・高井町・内河町・小山町・緑町1・緑町2
高瀬	1	高瀬本町・大宮町・琴平町・八幡町・大日町・南部町・誠和町・銭淵町・京町・串川1・串川2・上野町
三芳	1	田島1・田島2・田島3・田島本町・田島町・刃連町・下井手町・三芳小淵町・大部町・桃山町・小ヶ瀬町・日高町・神来町・求町・古金町
西有田	1	上手町・坂井町・三ノ宮町1・三ノ宮町2・石松町・尾当町・有田町・三池町・中尾町・水目町・秋山町・あやめ台
三花	1	秋原町・市ノ瀬町・伏木町
三花・小野	1	天神町・清水町・財津町・藤山町・三和団地・三河町・鈴連町・殿町・源栄町
東有田①	1	池辺町・松野町・諸留町・上諸留町
東有田②	1	月出町・羽田町・日の本町・岩美町・東羽田町
朝日	1	小迫町・朝日町・二串町・君迫町・山田町・朝日ヶ丘
光岡	1	日ノ出町・清岸寺町・吹上町・玉川町・玉川3・新治町・南友田町・北友田1・北友田2・北友田3
大鶴	1	鶴城町・鶴河内町・上宮町・大鶴本町・大肥町・大鶴町・大肥本町
夜明	1	夜明上町・夜明中町・夜明関町
前津江	1	柚木・出野・大野・赤石
中・上津江	1	野田・川辺・丸蔵・鯛生・上津江川原・都留・上野田・雉谷
西大山	1	老松・西峰・北部の一部・烏宿・清流の一部・南部・中央の一部
東大山	1	都築・北部の一部・中央の一部・清流の一部
馬原 (※中川の一部を含む)	1	丸山西・丸山東・馬原1・馬原2・馬原3・女子畑
中川 (※五馬の一部を含む)	1	桜竹1・桜竹2・赤岩・湯山・本城・五馬市東・五馬市西
五馬	1	出口・塚田
19区域	19人	

農地売買支援事業を利用しましょう！

農地売買支援事業とは大分県農地中間管理機構（大分県農業農村振興公社）が、規模縮小農家から農用地等を買入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農家に売り渡す事業です。

農地を売りたい方のメリット

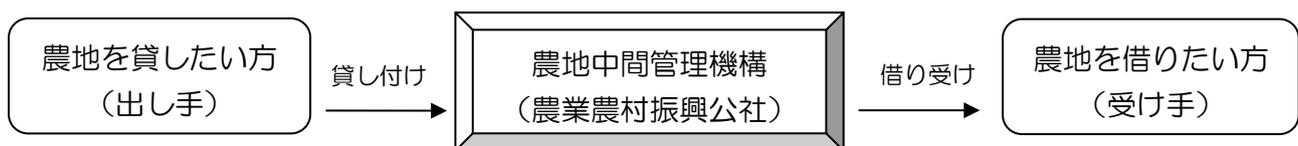
- ①税金の控除が受けられます。
 - ・譲渡所得の特別控除 800 万円
- ②契約・登記等の煩雑な手続きも公社と農業委員会が行います。（登記費用も公社が負担）
- ③農地の代金は、原則として公告した月の末日に受け取れるため、安心して取引ができます。

農地を買いたい方のメリット

- ①税金の控除が受けられます。
 - ・不動産取得税の評価額の 1/3 が控除
- ②農地法の許可申請の手続きは不要です。
- ③公益団体である公社が間に立ち、近傍の売買事例を参考に適正な価格の範囲内での取引ができます。

農地中間管理事業による農地の貸借をしませんか？

農地中間管理事業とは大分県農地中間管理機構（大分県農業農村振興公社）が、農地を貸したい方と農地を借りたい方の中間的受け皿となって、農地の集積・集約化を進める事業です。



～農地を貸したい方へ～

- ①賃借料は受け手から機構が徴収し、機構が責任をもってお支払いします。
- ②借入期間が過ぎたら、農地はお返しします。（延長もできます。）
- ③機構に貸し付けをした農地にかかる固定資産税が軽減される場合があります。（一定の条件を満たす必要があります。）

～農地を借りたい方へ～

- ①まとまりのある農地を借り受けたり、他の受け手と農地を交換したりして、農作業の効率化が図れます。
- ②出し手が多数でも、賃借料の支払先は機構に一本化されます。
- ③万一、出し手が子の代に移っても、契約期間内は変わらず耕作できます。

詳しくは、日田市農業振興課（電話番号 0973-22-8211）にお問い合わせください。

相続税・贈与税等の納税猶予の特例を受けられている方へ

● 次のような場合等には、納税猶予が打ち切りになる可能性がありますのでご注意ください。

- ① 特例農地等について譲渡・貸付・転用・耕作放棄があった場合。
- ② 特例農地での農業経営をやめた場合。
- ③ 納税猶予適用継続届出書を提出しなかった場合。

納税猶予は農地と農業経営者を税制面において支えるために作られた制度です。納税猶予を受けている方は、地域や家族として自分のためにも、今後の大切な農地を守っていただく必要があります。改めてお願いします。



国が支える。安心が大きくなる

担い手積立年金
[愛称]

農業者年金

老後の備えは、農業者年金で安心!

農業者年金は、次の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 国民年金第1号被保険者
(国民年金の保険料納付免除者は除く。)
- 年間60日以上農業に従事している方(配偶者・後継者も可)

認定農業者など、一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助(月額最大1万円)があります。

詳しくは、農業委員会事務局またはお近くのJA窓口(農業協同組合)へお問合せください。



農業経営には情報がよいほど良い!

- 農政の動きをわかりやすく解説!
- 経営に役立つ情報も満載!
- 家族で楽しめる記事も充実!
- 農業者の視点でお届けします!

購読料 1ヶ月 700円(送料込)

週刊

金曜日発行

■ 購読は、お近くの農業委員又は、農業委員会事務局へ申込み・お問合せください。

農地に関する手続きについて

「自分の農地だから自由に売ったり、貸したり、転用していいものでは」と思っている方はいませんか。

- 農地を『売ったり』『貸したり』『転用』するときは、「農地法」等に基づく許可が必要です。
- 対象となる農地は、現況が農地として耕作されている土地です。登記地目が農地(田・畑)である土地も、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地以外でも、農地として利用されている土地は農地とみなされます。

農地を農地として売買 または貸し借りするときは	自分の農地を所有者が 自ら転用するときは	農地を買う(貰う)か 借りて転用するときは
3条申請または 農業経営基盤強化促進法	4条申請	5条申請

- 農地を耕作目的で売買したり貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- 農地を取得する適格者(耕作者の面積が申請地を含めて下限面積25a以上)でない場合には許可されません。

- 農地の転用とは、農地を住宅・植林・倉庫・駐車場など農地以外の用途に変更することで、農業委員会の許可が必要です。
- 農振法の農用地区域内の農地ではないか農業振興課で調べてください。もし区域内の農地であれば、まず除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会での農地転用の許可ができません。

注意!!

◎違反転用等については、農地法で原状回復等の処分や罰則が定められています。

◎農地を埋め立てするには、事前に許可等が必要です。

◎許可後、転用していない農地がありましたら、速やかに転用し完了報告と登記を済ませてください。

申請書の
締切りは、

毎月
17日

■ 17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

■ 申請書提出までに期間を要する場合があります。早めにご相談ください。